

白河市子ども・子育て会議について

1 設置の経緯

「子ども・子育て支援法」第72条および「こども基本法」第13条において、市町村は、条例の定めるところにより、こども施策に関する事務処理をするため、審議会その他合議制の機関を設置することが求められています。

本市においては、平成26年4月に「白河市子ども・子育て会議条例」を制定するとともに、本市の附属機関として「白河市子ども・子育て会議」を設置し、「こども基本法」の制定に伴い、令和6年12月に必要な条例改正を行いました。

2 会議の審議事項について

【子ども・子育て支援法第72条第1項より】

- (1) 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育園）の利用定員の設定に関する事
- (2) 特定地域型保育事業（小規模保育等）の利用定員の設定に関する事
- (3) 乳児等通園支援（こども誰でも通園制度）の利用定員の設定に関する事
- (4) 市町村「子ども・子育て支援事業計画」の策定・変更に関する事
- (5) 子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関する事。

【こども基本法第10条第2項より】

こども計画を策定すること

補足説明

○「こども計画」について

「第1期白河市こども計画」は、「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「こどもの貧困解消対策推進計画」「子ども・若者育成支援計画」を一体とし、令和6年度子ども・子育て会議において内容を審議し、令和7年3月に策定しました。

○「必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関する事」について

子ども・子育て会議には、「関係者が政策についての調査審議に一貫して関与する（政策の点検、評価、見直しを行う＝PDCAサイクルを回す）場」としての機能が求められています。



成果指標

1. こどもの権利への認知度の割合
2. 市で主催する会議等でこども・若者が意見表明する場を設ける割合
3. 「自分が好きだ」と思うこども・若者の割合
4. 将来、白河に住みたいと思うこどもの割合
5. 白河市で子育てを続けたい人の割合

【こども計画 施策の体系】

基本理念	基本目標	施策の展開
みんな で育 てよ う 笑 顔 か が や く 白 河 っ 子	基本目標1 未来へつながる こども・若者が主役のまち	(1) 将来に明るい希望が持てる地域社会の実現 (2) 人権尊重の推進 (3) 生きる力を育む教育の充実 (4) 多様な学びと居場所づくり (5) 家庭・地域の教育力の向上 (6) こども・若者の意見表明の機会の充実
	基本目標2 こどもと子育て家庭が 健やかに明るく暮らすまち	(1) 親子の健康の確保 (2) 養育支援と発達支援の推進 (3) 食育の推進 (4) 思春期保健の推進 (5) 地域医療体制の充実
	基本目標3 子育てを応援するまち	(1) 保育・子育て支援サービス等の充実 (2) 相談支援 (3) 経済的支援の推進 (4) まちぐるみで子育てを応援する取り組みの推進
	基本目標4 安全安心で快適に育ち、 暮らすまち	(1) 居住環境の向上と快適なまちづくりの促進 (2) 安全・安心のまちづくりの推進
	基本目標5 支援が必要なこども・ 若者・子育て当事者も 希望を叶えるまち	(1) 学校生活等課題を抱えるこどもの支援 (2) 児童虐待防止対策の推進 (3) 障がい児施策の充実 (4) こどもの貧困・生活困窮対策 (5) ひきこもり支援の推進 (6) ケアラー支援の推進 (7) ひとり親家庭の自立支援 (8) 若者の希望が叶う環境づくりの推進 (9) 包括的支援体制の充実
子ども・子育て支援事業計画(第3期)		
白河っ子未来応援計画(こどもの貧困解消対策推進計画)		
基本目標 教育支援：すべてのこどもが将来の夢を叶えられる学習環境づくり 生活支援：心と体の健康を支援する体制づくり 就労支援：保護者のワーク・ライフ・バランスを実現する就労支援 経済的支援：困難を抱える様々な家庭を社会全体で支える取り組み		
子ども・若者育成支援計画		
基本目標1 こども・若者が社会の一員として意見を形成・表明し、 社会的自立に向けて成長する環境づくり 基本目標2 すべてのこども・若者の健やかな成長を社会全体で後押しする環境づくり		